

夕張市生活支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業（以下「体制整備事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 体制整備事業は、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、夕張市（以下「市」という。）が中心となって、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進並びに住民同士の支え合いの醸成を一体的に図っていくことを目的とする。

(実施主体)

第3条 体制整備事業の実施主体は、市とする。ただし、体制整備事業の一部又は全部について、介護保険法施行規則第140条の6に基づき、市が適当と認める者に委託することができる。委託する場合には、地域における助け合い及び生活支援サービスの提供実績のある者又は支援を行う団体等であって、所属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点及び公平中立な視点を有する者とする。

(事業内容)

第4条 体制整備事業の基本的な内容は、下記に掲げるものとする。

(1) 生活支援コーディネーターの配置

市は、高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）提供体制の整備・構築を推進していくため、生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。

ア 役割

以下の役割を踏まえ、多様な主体による多様な取り組みのコーディネート業務を実施することにより、生活支援等サービス提供体制の整備を推進する。

(ア) 資源開発

地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等）

(イ) ネットワーク構築

関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等
(ウ) ニーズと取り組みのマッチング

地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等

イ 活動内容

- ①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- ③関係者のネットワーク化
- ④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- ⑥ニーズとサービスのマッチング

(2) 協議体の設置

市は、多様な主体間の情報共有および連携・協働による生活支援等サービス提供体制の整備を推進するため、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場として、協議体を設置する。

ア 役割

- (ア) コーディネーターの組織的な補完
- (イ) 地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進
(実態調査の実施や地域資源マップの作成等)
- (ウ) 企画、立案、方針策定を行う場
(生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む。)
- (エ) 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- (オ) 情報交換の場、働きかけの場等

イ 構成団体等

- (ア) 行政担当者
- (イ) 地域包括支援センター職員
- (ウ) コーディネーター
- (エ) 社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、商工会議所、協同組合、民間企業、ボランティア団体、民生児童委員、老人クラブ、介護サービス事業者、シルバー人材センター、NPO法人等の生活支援等サービスに関連する事業主体の関係者
- (オ) 学識経験者
- (カ) その他コーディネーターまたは協議体が必要と認める者

(秘密の保持)

第5条 コーディネーターおよび協議体の委員は、業務等を通じて知り得た個

人情報等を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、体制整備事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。